

第2回土地家屋調査士民間紛争解決手続代理権認定考查問題の出題意図

第1問（計40点）

第1問は、相隣地に関する境界紛争についての具体的事案において法的問題点の理解を問うとともに、申立人・相手方それぞれの立場において主張すべき具体的事実を問うことにより、民間紛争解決手続代理業務において最低限必要とされる法的素養ないし法的問題点に対する理解の程度をはかることを出題の意図としている。

小問1（5点）

本問は、本件における権利関係を前提として、紛争解決のためにどのような申立内容が必要となるのか、端的に申立の趣旨を問う設問である。

小問2（5点）

本問は、本件紛争において係争の対象となっている法的権利関係にかかる設問であり、本件が訴訟提起された場合の訴訟物の理解を問う設問である。

小問3（15点）

本問は、Aの主張する所有権の範囲について、具体的事案との関連における間接事実を列挙させることにより、具体的な事案の理解の程度を問うことを目的とした設問である。

小問4（15点）

本問は、Bの立場から取得時効の成立を主張する場合において、その民法上の要件、及び取得時効起算点等主張すべき具体的事実についての理解を問う設問である。

第2問（20点）

第2問は、地積更正手続という従前からの業務と民間紛争解決手続との関連において土地家屋調査士法第22条の2の理解を問うとともに、法律上同条に該当しない場合であっても倫理上問題を生じる余地があるのかなど、民間紛争解決手続代理業務における職業倫理についての基本的理解を問うものである。

以上